

令和3年5月23日  
沖縄コンベンションセンター館長

## 「緊急事態宣言」指定に伴う施設利用条件について

新型コロナウイルス感染拡大予防に伴い、政府において「緊急事態宣言」の適用対象として沖縄県が指定されたことを踏まえ、施設利用条件を以下の通りといたします。

- ① 対象期間 令和3年5月23日(日)から令和3年6月20日(日)まで  
※ 国または沖縄県等のガイドラインの変更、要請等があった場合は期間の延長を実施する場合がありますので、予めご了承ください。
- ② 利用時間 一般来場者は20時までに退出
- ③ 人数上限 収容人数50%以下（席がない場合は適切な間隔）
- ④ その他 施設利用にあたっては、「沖縄コンベンションセンター施設利用条件」をご確認いただき、対策を講じるようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルスに関する最新情報はこちらをご参照ください。

沖縄県新型コロナウイルス感染症関連の特設サイト

<https://www.pref.okinawa.jp/>